

災害時に自力で避難が困難な人（避難行動要支援者） の支援制度を進めています！

東日本大震災を教訓に改正された災害対策基本法により、市町村に介護が必要な方や障がいのある方などで、災害時に自力で避難が困難な人（避難行動要支援者）を支援するため、名簿作成が義務付けられています。

そこで本市では、登録者を募るこれまでの「災害時要援護者支援制度」を改訂し、新たに「避難行動要支援者支援制度」として取組みを進めています。

■どんな制度？

避難行動要支援者の対象者が登録申請する制度です。この登録申請により同意いただいた人の名簿情報（住所、氏名、生年月日など）を地域の避難支援者（自治会、自主防災組織、民生委員、福祉委員など）へ提供し、災害時の避難支援や安否確認などに役立てるとともに、平常時の地域での見守り活動などにもつなげるものです。

■だれが対象？

次のいずれかに該当し、生活の基盤が自宅にあり、家族などの支援が困難で避難に何らかの支援を必要とする人

- ① 介護保険要介護者3・4・5の人
- ② 身体障がい者1・2級の人
- ③ 知的障がい者（療育手帳A）の人
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級の人
- ⑤ 生活保護受給世帯で災害発生時に援護が必要な人
- ⑥ 乳幼児（ひとり親家庭で就学前児童が2人以上の世帯）の保護者とその子
- ⑦ 上記以外で本人からの申し出または市が災害時に支援が必要と認めた人

■だれに名簿提供？

同意した人の名簿を提供する地域の支援者

- 自治会、自主防災組織
- 消防本部
- 民生委員・児童委員、福祉委員
- 警察署
- 社会福祉協議会
- 保健所
- 避難行動要支援者が指名する人

■提供する情報は？

地域の支援者に提供する情報

- 住所
- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 電話番号
- 避難支援などを必要とする事由（要介護3、身体障がい者等級1級など）

■登録申請の方法は？

対象者に「登録申請書」と
及び「個別計画書」が届きます
(今回、同封している用紙です)

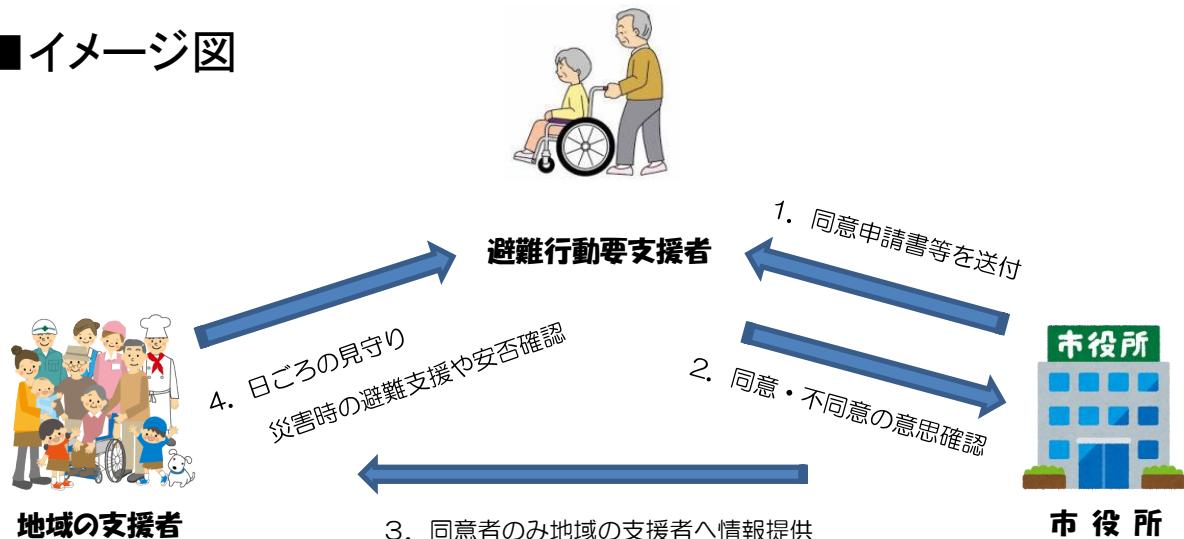
名簿登録希望者は、「登録申請書」と
「個別計画書」に同意して返信用封筒で市
に返送(切手不要)

登録完了！

※対象者以外で登録を希望される人はお問い合わせを。



■イメージ図



■注意事項

- この登録は自動継続となりますので、登録した申請内容に変更が生じた場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 後日、地域の支援者が、日頃の見守りをかねて訪問させていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。
- この支援制度は、災害発生時などに地域の支援者の善意による活動として可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

【自治会への加入について】

地域の支援者には自治会が含まれます。

自治会への加入は、「地域の防災力」の向上につながります！

未加入の方は、この機会にぜひ加入しましょう！

■お問い合わせ先

〒595-8686 泉大津市東雲町 9-12 TEL 0725-33-1131 FAX 0725-21-0412

泉大津市

危機管理課（内線 2415）

高齢介護課（内線 2185）

障がい福祉課（内線 2125）

生活福祉課（内線 2117）

子育て応援課（内線 2124）